

問い合わせ先
 県土マネジメント部建設業・契約管理課
 公共工事契約管理係
 0742-27-7425

令和5年度 第1回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和5年8月3日(木) 奈良県庁5階 第一会議室	
委員	委員長 仁木 恒夫 熊谷 礼子 藤平 眞紀子 清水 陽子 西田 尚造	
審議対象期間	令和4年12月1日～令和5年3月31日	
抽出案件	6 件	(備考) 審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置 状況等について説明
一般競争入札	4 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	以下参照	
審議の結果	抽出案件については、不正を疑わせる内容は確認できず、概ね妥当である と考える。	
質 問		回 答
案件1 一級河川大池川 井堰等上部工事(緊急自然災害防止対策事業債対象事業(臨時・特別))		
本件工事ならではの特性はあるのか。	本工事の現場は小規模の河川で、その河川に合わせた小規模の水門を造る工事である。 特殊な機械を使って行う工事ではないが、材料については受注生産する必要性があり、その点では特性があるといえる。	
抽出理由に対する説明において、「資材価格の高騰」の話があったが、これは今後もしばらく続く見込みであるのか。	しばらくは同じような状況が続くと考えている。 予定価格の積算時に業者から見積りを取るなどして、世の中の状況を反映させていきたい。	
所在地要件について、本来は「奈良県内に本店又は営業所が存在すること」と設定するところ、参加条件合致業者数が少なくなるとの事情から、近畿圏内に対象を拡大したという説明があった。 その中で、当該案件を落札したのは奈良県内に本店を置く業者であるが、これは、予想に反し近くに請け負ってくれる業者がいたということになるのか。	本案件のような機械設備工事は、県内に対応できる業者が少なく、他の同様の案件においても1者応札となることが多い。そのため、可能な限り1者応札を避ける意図で対象を拡大した。 その中で、本案件は他の機械設備工事に比べて低価格の案件であったため、県外業者に魅力を感じてもらえなかったと推察される。そのため、結果として県内業者が落札したものと考えられる。	

案件2 白川ダム ダム管理用制御処理設備等改良工事(ダムメンテナンス事業)	
抽出理由に対する説明において、「独自性の確保」という話があったが、以前に施工した業者が今回も落札したのか。	本案件は、ハードだけでなくソフトウェアの改修も必要な工事であり、既存設備の内容や特性について理解している業者でないと施工が難しい状況であった。そのため、結果として、以前に施工した業者のグループ会社が落札することになったと考えられる。
案件3 宇陀川浄化センター中央監視設備更新工事(防災・安全交付金事業)	
案件4 浄化センター汚泥脱水機棟5号・6号脱水機等更新(機械設備)工事(防災・安全交付金事業)	
本案件のような「耐用年数を超えた設備の更新工事」は今後増えていくと予想されるが、計画的に工事を行う見込みは立っているのか。	ストックマネジメント計画の下で計画的に発注を行っているが、老朽化している施設が多く、順に補修工事等で延命化を図っているのが現状である。
「施工実績があること」を参加要件の一つにしているが、業者が実績を積めるような取組は行っているのか。	市町村が発注する同種の工事は小規模であるため、それらを施工するような業者が県浄化センターのような規模の工事を行うことは難しいと考える。そのため、業者が本案件と同規模の工事実績を積むことはなかなか難しい状況であるといえる。
本案件は予定価格が非常に高いが、耐用年数を経過していることと関係はあるのか。	あまり関係がないと考えられる。 まず、本案件は、下水道設備工事の中では特に高価格の案件というわけではない。また、全国調査を実施した上で単価を取り積算していることから、予定価格は妥当である考える。 なお、価格が高くなるのは、汎用性がなく、それぞれの浄化センターにあった設備工事が求められるためと考えられる。
一業者に発注が集中した場合、不測の事態が起きた際に困ることになると考えるが、設備系の工事は一業者に偏る傾向にあるのか。	一業者に発注が偏っているというわけではないが、既存のシステムがある以上、他の業者が入ってくるのは難しいものとする。
案件5 庵治水位観測局他 水位計更新工事(防災・安全(総流防・情報基盤))	
「他の業者では工事が困難」という判断はどう行なったのか。	「奈良県河川情報システム」は業者の独自技術により構築されたものであるが、システムの誤表示等があれば大きな混乱を招くことになるため、信頼の置ける業者(過去に更新作業を行った業者の関連会社)と契約をするという判断に至ったものである。
随意契約の場合、通常発注先に見積りを取るものと思うが、本案件について、今回契約した業者以外の業者からも見積りを取っているのか。	今回契約した業者も含め、3者から見積りを取っている。また、別途、全国調査からも単価を算出している。

案件6 室生地区 砂防施設補修工事(防災・安全交付金事業(南部・東部)(砂防))

「他の業者では工事が困難」という判断はどう行ったのか。

工事対象施設(地すべり体験シアター)の設備については、老朽化による不具合が生じているが、部品の製造が終了していることから、部品交換による修理対応ができない状況である。

このような状況において設備の機能を復旧するためには、設備ごとに不備な箇所を調査抽出し、入れ替え等の作業を行う必要がある。

また、当該施設は、映像設備、音響設備、床面稼働設備、および制御機器が連動して稼働し、地すべり災害の恐ろしさを体験できる国内でここにしかない唯一独自の施設である。

このため、設備の入替等対応が可能な者は、当初に設計・施工をし、この設備内容を熟知している業者に限られる。

さらに、当初施工した業者以外に履行させた場合、再度設計からやり直す必要があるとともに、故障や不具合が発生した際に責任の所在が不明確になるなど、施設に著しい支障が生じるおそれがあるため、当初施工した業者と契約するという判断に至ったものである。